



2026年2月6日

各 位

会社名 コムシスホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 田辺 博
(コード番号 1721 東証プライム市場)
問合せ先 総務部長 後藤成人
(TEL: 03-3448-7100)

当社及び当社子会社従業員に対する株式交付制度の詳細決定に関するお知らせ

当社は、2025年11月7日開催の取締役会において、当社及び当社子会社の従業員（国内非居住者を除きます。以下「対象従業員」といいます。）を対象とした株式交付制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決定し公表しましたが、本日開催の取締役会において詳細を決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、本制度の詳細決定に伴い、現在当社が保有する自己株式16,557,912株（2025年9月30日現在）のうち、266,500株（1,325,304,500円）を本制度のために設定する信託に対して処分することを同時に決議しております。詳細につきましては、本日付「株式交付制度の導入に伴う自己株式の処分に関するお知らせ」をご参照ください。

記

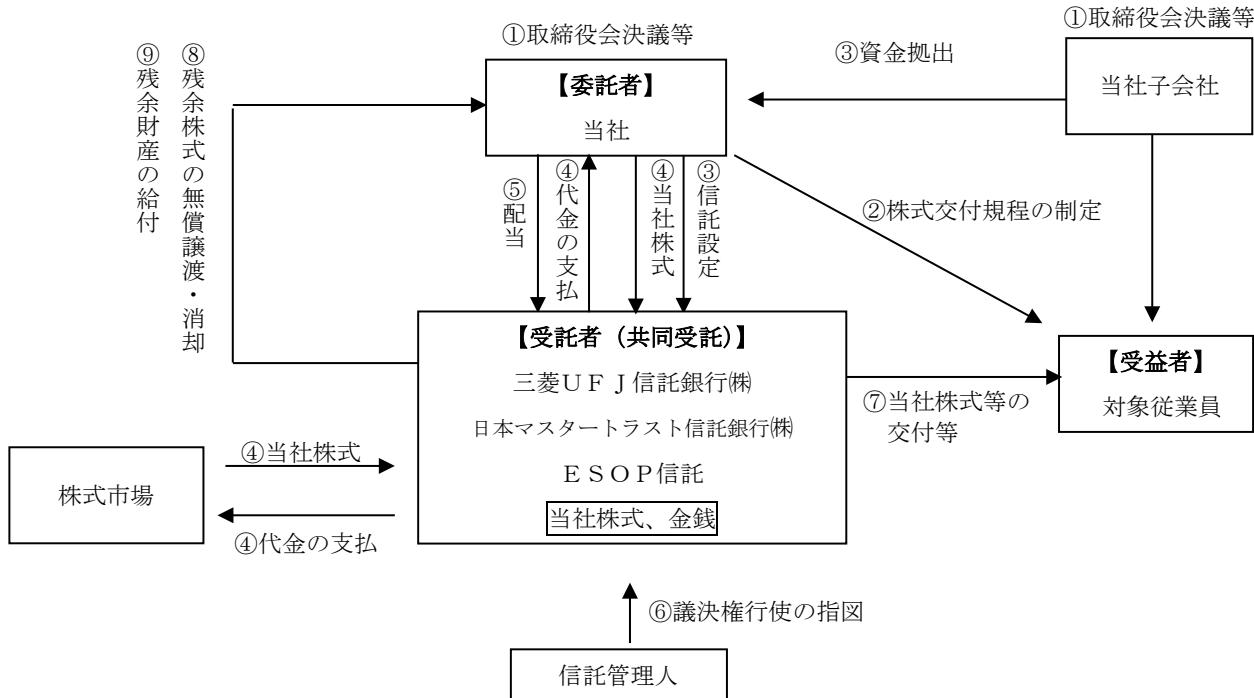
1. 本制度導入について

当社グループでは、「コムシスグループ 2030 ビジョン」を策定し、「通信基盤づくり×ITシステムづくり×社会システムづくり=無限の可能性で新たな価値を届けるリーディングカンパニー」を当社グループのありたい姿としております。当社グループの1つ1つの事業を大事にしながら、事業の掛けあわせにより、様々な社会の課題解決、社会の発展に貢献するグループであり続けます。

ありたい姿の実現に向け、社員のエンゲージメント向上は欠くことのできない重要なテーマのひとつとして位置付けております。対象従業員の会社業績への貢献意識を高めるとともに従業員エンゲージメントの向上を目的として、本日開催の取締役会において、2025年11月に導入を決定いたしました本制度の詳細を決定いたしました。

本制度は、株式付与ESOP（Employee Stock Ownership Plan）信託（以下「ESOP信託」といいます。）の仕組みを採用し、予め定める株式交付規程に基づき、原則として、退職後に対象従業員に対して当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」といいます。）を交付及び給付（以下「交付等」といいます。）するものです。

2. 本制度の仕組み



- ① 当社及び当社子会社は、本制度の導入に関して取締役会決議等の必要な手続を行います。
- ② 当社及び当社子会社は、各社において本制度に関する社内規程として株式交付規程を制定します。
- ③ 当社子会社は、本制度にかかる金銭を当社に拠出します。当社は、当社子会社から拠出を受けた金銭を合わせて拠出し、受益者要件を満たす対象従業員を受益者とするESOP信託を設定します。
- ④ ESOP信託は、信託管理人の指図に従い、③で信託された金銭を原資として当社株式を市場または当社（自己株式処分）から取得します。
- ⑤ ESOP信託内の当社株式に対する配当は、他の当社株式と同様に行われます。
- ⑥ 信託期間を通じ、信託管理人が議決権行使等の株主としての権利の行使に対する指図を行い、ESOP信託はこれに従って株主としての権利行使します。
- ⑦ 信託期間中、対象従業員には株式交付規程の定めに従い、所定のポイントが付与され、累積します。所定の受益者要件を満たした対象従業員に対して、原則として退職後に、累計ポイント数に応じた株数の当社株式が交付されます。なお、信託契約の定めに従い、ESOP信託内で当社株式を換価した上で、換価処分金相当額の金銭を給付する場合もあります。
- ⑧ 信託期間の満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本制度と同種の株式交付制度としてESOP信託を継続利用することができます。なお、ESOP信託を継続せず終了する場合は、株主への還元策として、ESOP信託から当社へ当該残余株式を無償譲渡し、当社は取得した当社株式を消却する予定です。
- ⑨ 信託期間の満了時に生じたESOP信託内の当社株式にかかる配当金の残余は、ESOP信託を継続利用する場合には株式取得資金として活用されますが、信託期間満了によりESOP信託を終了する場合には、信託費用準備金を超過する部分について、利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

(注) ESOP信託は、対象従業員に対する当社株式等の交付等により信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に信託が終了いたします。なお、当社は、ESOP信託に対し、当社株式の取得資金として追加で金銭を信託し、当社株式を追加取得する可能性があります。

3. E S O P信託契約の内容

- (1) 信託の種類 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- (2) 信託の目的 対象従業員に対するインセンティブの付与
- (3) 委託者 当社
- (4) 受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社
(共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)
- (5) 受益者 対象従業員のうち受益者要件を充足する者
- (6) 信託管理人 当社及び当社子会社と利害関係のない第三者（公認会計士）
- (7) 信託契約日 2026年2月24日（予定）
- (8) 信託の期間 信託契約日から2029年3月31日（予定）
- (9) 議決権行使 受託者は、受益者候補の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使します。
- (10) 取得株式の種類 当社普通株式
- (11) 信託金の額 1,331百万円（予定）（信託報酬・信託費用を含みます。）
- (12) 株式の取得方法 当社（自己株式処分）から取得
- (13) 株式の取得時期 2026年2月27日（予定）
- (14) 帰属権利者 当社
- (15) 残余財産 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。

（注）上記において予定されている時期については、適用法令等に照らして適切な時期に変更されることがあるものとします。

以上